

天橋立周辺地域景観まちづくり計画



平成20年5月
京 都 府

天橋立周辺地域景観まちづくり計画

目 次

はじめに	0-1
第1章 景観まちづくりの現状	
1 対象区域	1-1
2 景観の特性	1-1
第2章 景観まちづくりの基本方針	
1 景観まちづくりに関する課題	2-1
2 景観まちづくりの目標・基本方針	2-3
3 景観まちづくりに向けた取組	2-6
4 景観まちづくりの地区別の取組	2-8
第3章 天橋立周辺地域景観計画(景観法に基づく景観計画<平成20年11月21日施行>)	
1 景観計画の区域	3-1
2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	3-5
3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	3-8
4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	3-23
5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する行為の制限に関する事項	3-24
6 良好な景観の形成に重要な公共施設の整備に関する事項	3-25
7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	3-27
8 自然公園法の規定に基づく許可の基準で良好な景観の形成に必要なもの	3-28

はじめに

景観まちづくり計画の目的と位置付け

天橋立は古くから日本を代表する景勝地として知られ、白砂青松の地として日本三景の一つに数えられています。天橋立に二分された阿蘇海と宮津湾、その周辺の山並みが織りなす自然美は、その地形の特異性から人々の共感を得て愛され続けてきました。文人墨客により和歌や絵画に表現された情景は、地域を代表する文化や景観として育てられ、現在では、全国各地はもとより世界各地から、四季を通じて多くの観光客が訪れています。

近年、天橋立は、松枯れの被害や台風による倒木など松並木を取り巻く環境に変化が生じ、天橋立自体の様相が変化しつつあります。また、天橋立を取り巻く地域においても、生活スタイルの変化や生業環境の変化、様々な経済活動の展開により、天橋立を取り巻く景観に変化が生じています。

京都府においては「景観は公共的資産」であるとの認識のもと、先人から受け継いだ京都府の美しい景観を保全、育成し、あるいは新たに創造して、次の世代に引き継いでいく「景観」に対する基本認識のもとに、国による景観法の制定などを踏まえ、京都の歴史や多様な地域個性を活かし、環境と文化の共生による地域づくりを進めるため、「京の景観形成推進プラン」（平成 17 年 12 月）を策定しました。

この推進プランにおいて、重点施策として府の広域的及び特徴的景観形成の推進のため、景観計画の策定の推進を図ることとしており、その広域的景観形成のモデル地域の一つとして、「日本三景天橋立の周辺地域」を選定しています。

天橋立の周辺地域を取り巻く以上のような状況を踏まえ、歴史や多様な地域個性を活かし、環境と文化の共生による地域づくりを進め、地域の活性化につなげていくため、地元の住民や関係市町と連携により、「天橋立周辺地域景観まちづくり計画」を策定することとしました。この計画は、観光振興・地域活性化の観点を踏まえ、景観づくりを切り口とした総合的な景観まちづくりの推進計画であり、「天橋立周辺地域の景観マスタープラン」として位置づけています。具体的には、景観を活かしたまちづくりの方策を示すとともに、山並みや傘松公園や天橋立ビューランドからの眺望及び天橋立から周辺地域への景観を保全し、併せて幹線道路沿道の景観形成の誘導を図るため、対象区域における建築物や工作物等の景観形成の基準を取りまとめています。

計画を策定するにあたり、地元関係者や有識者から構成される「天橋立周辺景観まちづくり検討会」を設置し、3 年に渡り景観まちづくり計画の検討を重ね策定しました。

天橋立を核とした景観とは

歴史や文化、人の営みが積み重なった姿

天橋立とその周辺は、平安時代から歌枕の地として親しまれ、景勝探訪の地として広く認識されてきた。また、天橋立を一望する府中に国府が置かれるなど、古代・中世を通じて政治の中心地でした。

近世では城下町が形成され貿易港としても繁栄するなど、丹後地域の中核的都市としての基盤が形成されました。

悠久の歴史のなかでその舞台となった社寺や建築物、まち並みなどの歴史的資源が周辺に数多く残存しています。

時代を超えた精神的な存在

白砂青松の天橋立と海、周囲の山並みが織りなす自然景観は、雪舟を始めとする古代より多くの文人墨客らによって賞賛され、時代を超えて多くの人々に感動を与えてきました。

こうした自然景観を含め、重層的に蓄積された歴史や文化によって醸成されてきた天橋立を中心とした景観は、地域に住まう人の情景（原風景）として育まれました。

住民、さらに国民共有の財産

地域住民の営みと努力によって育まれた景観は、この地域のアイデンティティというべき存在であり、住民さらには国民共有の財産として世界遺産に値するものです。

なぜ「景観まちづくり」なのか

価値観の多様化、ふるさと意識の希薄化する現代において、地域のアイデンティティを根底部分で支えるための価値観の共有が重要となってきています。

「人々の生活や生業、文化活動の有り様が地域の景観として表象されている」という認識にたち、「景観まちづくり」を行うことが重要です。

「景観」というキーワードから地域の営みを再点検し、地域の空間的、歴史的背景や文脈を十分に読み解きつつ、先人から受け継いだ美しい景観を保全、育成し、新たに創造して、次の世代に引き継いでいくための、総合的かつ継続的な「景観まちづくり」が必要です。

天橋立周辺地域における「景観まちづくり」

天橋立とその周辺地域の景観は、歴史と文化の積み重ねとともに培われてきましたが、戦後復興やその後の高度経済成長期には、利便性・合理性を追求する流れの中、生活スタイルや生業環境の変化により、身近なまちの景観が大きく変化し、里山や農山漁村等の景観が失われつつあります。

世界的にも稀有な存在で、地域のアイデンティティというべき天橋立こそが、広域的な景観形成のモデル地域として「景観まちづくり」に取り組んでいくことが必要です。

第1章 景観まちづくりの現状

1 対象区域

- 天橋立を中心とした周辺景観（景域）は周囲の山の稜線によって区切られている。
- 海岸線や展望台から天橋立を望む場合、その眺望景の背景のほとんどは山並みである。
- 雪舟の「天橋立図」や島田雅喬の「天橋立真景図」などの絵画においても、俯瞰的構図の中に山並みによって縁取られている。
- 宮津市及び与謝野町にわたり、阿蘇海と宮津湾の海域を取り囲む山並みの主尾根から沿岸域（陸域）及び海域を含む区域を基本とし設定する。



対象区域図

2 景観の特性

(1) 地形

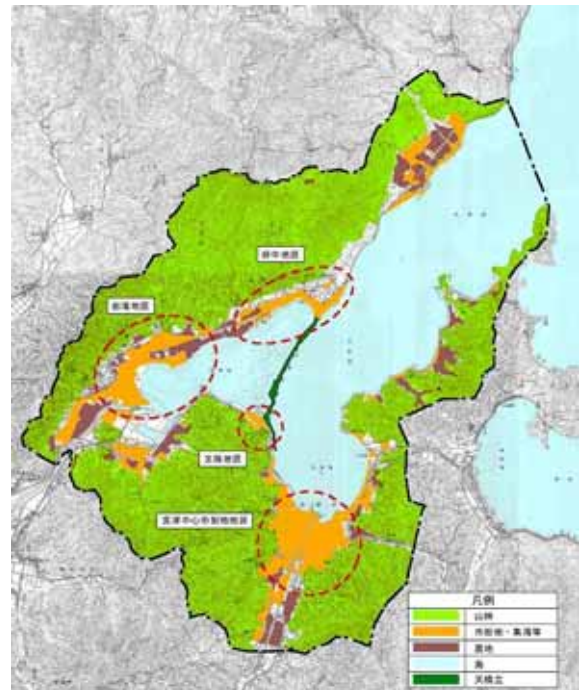
- 丘陵は成相寺北側の鼓ヶ岳（標高 569m）を最高点として、おおよそ 150m～300m 級の山並みによって構成されている。
- 山林が海岸線近くまで迫っており、海岸線に沿って平地が形成されている。まとまった平地は大手川や野田川などの河口付近に見られる。
- 天橋立は野田川などから流出する土砂が堆積してできた全長約 3.6km の砂嘴である。4000年前、海面に現れたものと推定され、小天橋は江戸中期以降に形成されたものである。



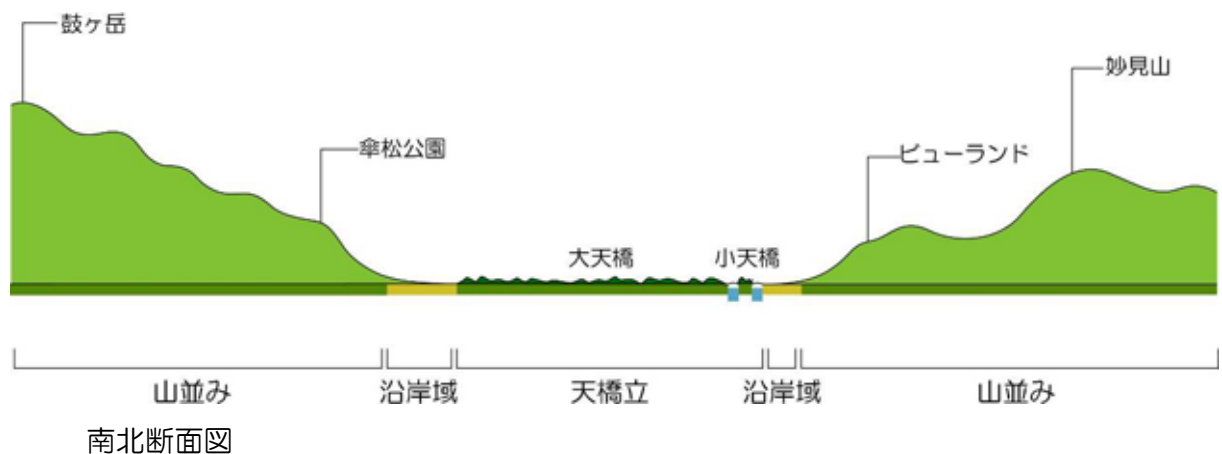
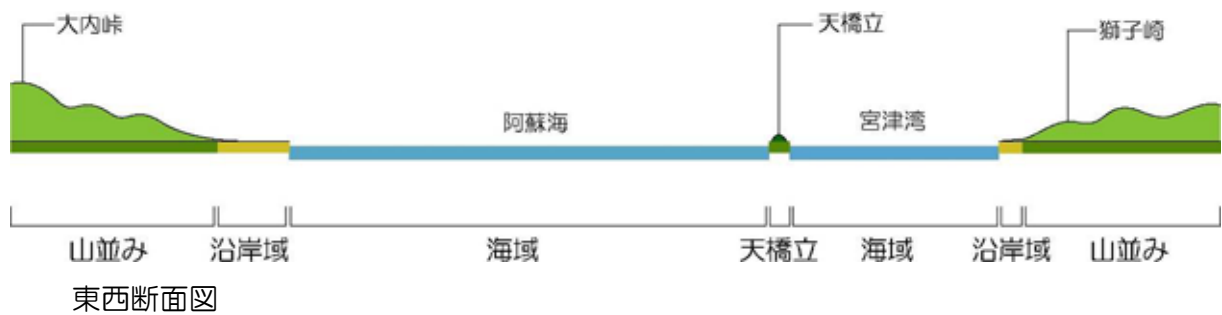
(2) 山と海と市街地の構成

○山が海岸線近くまで迫っており、山裾から海岸線までの沿岸域に、コンパクトな市街地や集落が形成されている。

○沿岸域に形成されている市街地や集落は、宮津湾の湾奥部の宮津中心市街地地区、天橋立が沿岸域に接する付近の文珠及び府中地区、阿蘇海西部の湾奥部に位置する岩滝地区に代表される。



土地利用等構成図



(3) 歴史文化

①天橋立の歴史

1) 文化財としての歴史

○天橋立や与謝海（現在の宮津湾）は平安時代には歌枕として多くの和歌に詠まれ、やまと絵に描かれる事を通じて、名所として当時広く知られた。室町時代には、雪舟がこの地を訪れて「天橋立図」を制作したほか、中世以降、周辺の社寺も含めて、名所図屏風や襷絵の題材として好まれ、多数の作品が制作された。寛永 20 年（1643）には、林鷲峰が「日本国事跡考」に「三処の奇観たり」と記している。

2) 維持・管理の歴史

○江戸時代まで天橋立の管理主体は、文珠の智恩寺であった。松林については、周辺住民による燃料とするための落ち葉拾いや枝の伐採、風害、雪害の際の補植等が行われていたと推測される。明治以降になると、国、京都府に管理主体が移り、府立公園の指定、台風被害への対応、松枯れ対策など行政による保全のための積極的な施策や整備が進められた。

3) 歴史文化的な資源

○「天橋立神社」「磯清水」等の歴史的遺構や「与謝蕪村」の俳句等、句碑や歌碑が点在しており、歴史と文化の香る場所として多くの人に親しまれている。天橋立内にあるいくつかの松は、かつてより、「千貴松」や「夫婦松」等のように、名称が付けられていた。平成6年には「天橋立の松に愛称を付ける実行委員会」により、特徴ある12本の松の愛称が募集され、それぞれの名称が決められた。



天橋立神社（橋立大明神）



磯清水（日本名水百選のひとつ）

4) 現在の利活用状況

○天橋立では、その特性や知名度を生かした様々な行事が年間を通じて実施されている。長大な砂嘴を生かしたマラソンや駅伝、名所を巡るツーデーマーチのコースとしても利用されており、地域住民だけでなく、広域的な誘客のイベントも行われている。このほか、天橋立を約 200 本のかがり火で浮き上がらせる「天橋立 炎の架け橋」、地元住民の参加による天橋立の維持管理を目的とした清掃活動なども行なわれている。



ツーデーマーチ



天橋立炎の架け橋

②まちの歴史

丹後地域の政治・文化の中心で、江戸時代には城下町として栄えた

○奈良時代の和銅 6 年(713)丹波国から別れて丹後国が置かれた。国分寺が府中であり、政治・文化の中心であった。中世においても、府中は国衙(こくが)の地として政治・宗教・文化の中心地であり、室町～戦国期には守護所の所在地でもあった。

○16 世紀末細川藤孝・忠興父子が織田信長の命を受け、明智光秀とともに丹後を平定、天正 8 年(1580)8 月、丹後を与えられ入国して宮津八幡山城へ入り、まもなく平地に城を築き、城下町を開いたとされる。江戸時代に入り、細川氏に代わって京極高知が 12 万 3 千石で丹後入りし、元和 8 年(1622)になると、その子高広が 7 万 8 千石で宮津に封じられ、町の本格的な建設を始めた。その後、幕末まで近世における丹後地方の政治・経済・文化の中心的都市として発展し続けてきた。

○明治 9 年(1876)、京都府に編入され、宮津支所が置かれた。明治 22 年(1889)、町村制の施行とともに宮津町ほか 10 村が誕生、昭和 29 年 6 月に宮津市が誕生、同 31 年 9 月に加佐郡由良村を合わせて今日に至る。一方、岩滝地区は、大正 10 年に岩滝町となり、平成 18 年 3 月に加悦町、野田川、岩滝町 3 町が合併、与謝野町が誕生し現在に至る。

③民俗・祭と芸能

籠(この)神社の葵祭、宮津祭など伝統ある祭事が行われている。

1) 籠神社 葵祭

○籠神社の祭礼は葵祭の名で知られ、その神幸には、中野、国分、大垣、江尻、小松、難波野、溝尻の各旧村から人が出て役を勤める。この村々は籠神社を総鎮守と仰ぎ、共同してその祭礼に当たっている。



葵祭 笹ばやし

2) 宮津祭

○宮津地区の旧城下町は、西堀川を境に大きく東町と西町に分かれる。両地区にはそれぞれ氏神があり、東地区は和貴宮、西地区は日吉神社の氏子となっている。以前は個別に祭礼を行っていたが、現在は 5 月 15 日に統一され、同時進行のかたちで東西がそれぞれに祭礼を行っている。

④地区ごとの歴史とまち並みの特徴

1) 宮津中心市街地地区

城下町としてのまち並みが形成され、町家様式の民家や教会、寺院など歴史的建造物が数多く点在している

○江戸時代には、大手川の西側に町人地が形成され、海側から魚屋町、本町等六幹町に町家が集中していた。現存する伝統的な町家様式をもつ民家は万町、河原町、白柏町付近に多く分布しており、なかでも旧三上家住宅は国の重要文化財に指定されている。また、町家民家以外にも、カトリック宮津教会をはじめとした教会等の施設がみられ、洋風の作りがまち並みにインパクトを与えている。このほか、地区南西部の寺町界わいには、歴代宮津藩主の菩提寺である大頂寺や与謝蕪村ゆかりの見性寺など複数の寺院が集積している。これらのことから宮津中心市街地地区は、江戸時代、臨海部に形成された城下町を基本に、洋風の建造物も含め歴史的建造物が豊富に存在することが特徴的なまちである。



白柏付近のまち並み



旧三上家住宅



カトリック宮津教会



大頂寺



見性寺

2) 文珠地区

天橋立の入口である観光地としてのまち並みが形成され、智恩寺の多宝塔や山門など歴史的建造物が立地している。

○文珠地区は天橋立への入口であり、智恩寺の門前町として栄えた。智恩寺には多宝塔や山門、文殊堂など様々な文化財が松林のなかに溶け込む形で建っており、緑と歴史的な文化財が調和した景観を形成している。天橋立の入口には廻旋橋があり、船が行き来するたびに橋が旋回する珍しい光景も見られる。天橋立駅前や智恩寺の参道には、観光客向けの土産物店や飲食店等が建ち並び、観光地としてのまち並みが形成されている。



智恩寺山門



参道のまち並み

3) 岩滝地区

伝統的様式の商家やちりめん工場を併設した民家が残っており、歴史的なまち並みが形成されている。

- 岩滝地区は宮津中心市街地地区と同様に北前船の西廻り航路の寄港地として江戸時代末期から明治時代中頃を最盛期として発展した。織物業の発展とともに、織物商家や織物工場がまちなかに集積しており、現在も当時を偲ばせる伝統的な様式の商家やちりめん工場を併設した民家によるまち並みが残っている。これらの建物と時折聞こえてくる織機の音により歴史ある織物のまちであることが感じられる。



沿道の伝統的な建物



まちなかに見られる山車小屋

4) 府中地区

籠神社や真名井神社、成相寺など歴史的建造物が立地するほか、天橋立に続く江尻の集落、田園の中の街道沿い集落や船屋集落など自然と関わりの深い集落が見られる。

- 天橋立のもう一つの入口であり、背後の山の「またのぞき」で有名な傘松公園からは、天橋立の松並木や元伊勢籠神社の鎮守の森、江尻のまち並みなどを俯瞰することができる。
- 籠神社や真名井神社、成相寺など歴史的建造物が立地し閑静な佇まいを有しており、天橋立を眺めることができる街道沿いには田園地帯が広がり、旧道沿いに集落や社寺が見られる。国分寺跡にほど近い阿蘇海の海岸沿いには溝尻の集落が形成されており、海側の家屋に船屋を設け中に漁船が収容されていることが特徴として挙げられる。道を隔てた山側にも同様な規模の民家が並んでおり、集落景観が形成されている。



籠神社



成相寺



傘松公園からの眺望

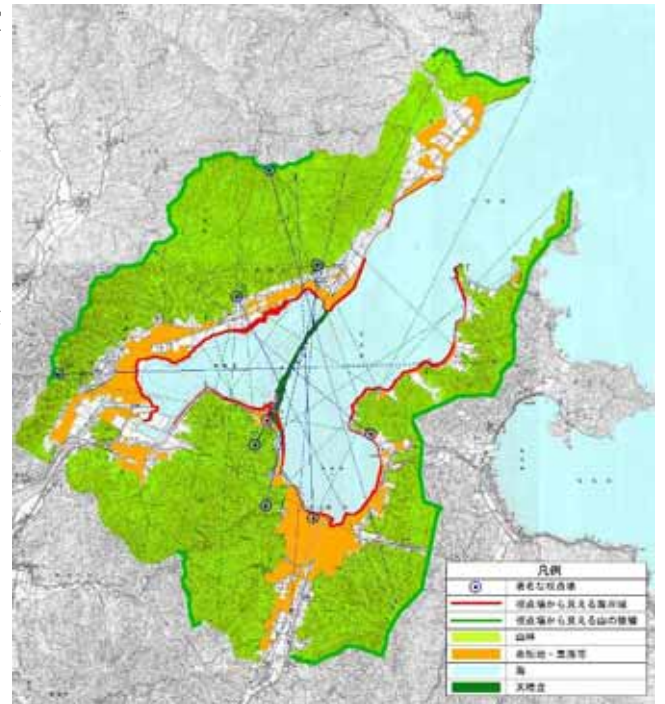


溝尻集落の船屋

(4) 著名な眺望景観の視点場

○周囲の丘陵の頂や中腹には、複数の展望施設が存在しており、天橋立への眺望もさることながら、阿蘇海や宮津湾の海域、眼下の沿岸域と対岸の沿岸域及びその背後に広がる山並みを展望することが可能である。

○天橋立は、日本三景の一つとされて以来、景勝地として広く世に知られるとともに、多くの人が天橋立を俯瞰することができる眺望スポットが複数ある。



著名な視点場と視対象の図

著名な眺望スポット

「天橋立周辺地域における魅力的な景観まちづくりに向けたアンケート調査（平成 17 年 11 月）」において、天橋立十景※を中心とした眺望点が挙げられている。

〈山の頂や高台などで著名な眺望点〉

○著名な視点場として、文珠地区の天橋立ビューランド、岩滝地区の大内峠一字観公園、府中地区の傘松公園などが挙げられる。

〈市街地やその周辺などで著名な眺望点〉

○宮津中心市街地の島崎公園付近や府中地区の国分寺跡付近より天橋立を望むことができる。

〈その他の眺望点〉

○海岸線付近を通る道路や海上航路など、移動中の車窓からも眺望することができる。

※天橋立十景

昭和 61 年に宮津商工会議所が実行委員会をつくり「天橋立十景」を選定



天橋立ビューランドからの眺望



国分寺跡付近からの眺望

(5) 景域の構造

①大景域の構造

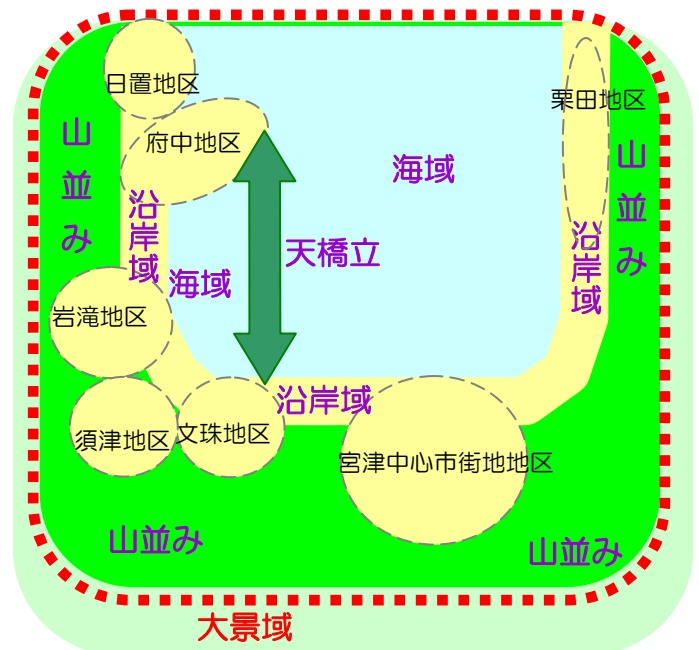
- 天橋立周辺の景観構造は、天橋立を中心として阿蘇海と宮津湾を囲むように沿岸域と山並みによって構成される。
- 周囲の山並みの稜線によって縁取られる大景域が景観の基盤となっている。



天橋立を中心とした大景域の構造図

〈大景域の特徴〉

- 天橋立
 - ・大景域の背骨ともいべき景域の主軸であり、象徴的景観要素。
- 阿蘇海側の景域
 - ・阿蘇海側の沿岸域には文珠地区を始め、岩滝地区及び府中地区の市街地が点在。
 - ・府中地区から岩滝地区にかけて、海岸線に多くの田園等土地利用が見られ、その田園の中に集落が点在。
- 宮津湾側の景域
 - ・宮津湾最奥部に宮津中心市街地が位置し、宮津湾の東岸には近年開発された戸建て住宅地や集合住宅等が点在する他、小規模な住宅地が海岸線に沿って点在。
 - ・栗田半島の北端に近づくほど、集落が少なくなり自然度が高い。

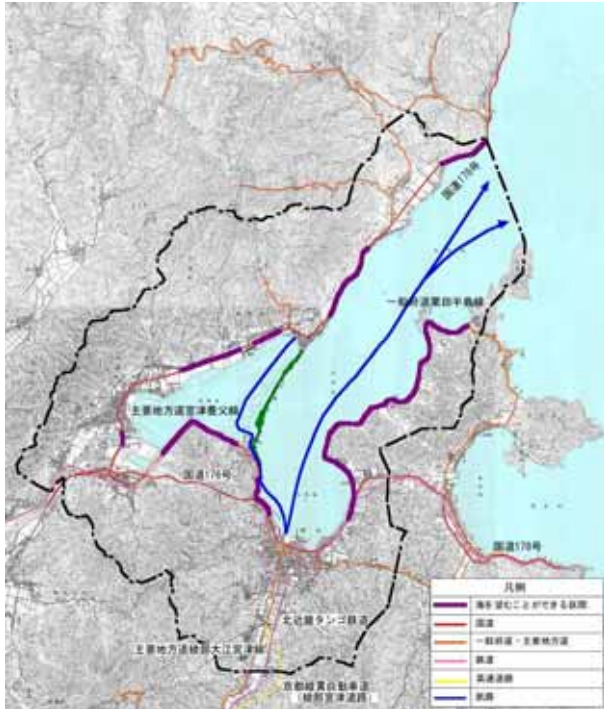


大景域の構造概念図

②移動景観の構造

〈海沿いを通る主要な幹線道路、鉄道等路線から見える海域〉

- ・海岸線に沿って、主要な幹線道路国道176号と178号、阿蘇海に面して主要地方道宮津養父線が通り、文珠地区付近では北近畿タンゴ鉄道宮津線が海岸沿いを並走するなど、海への眺望が開けた区間が多くある。



移動景観（幹線道路と海上航路）



国道178号沿道（府中）から天橋立方向



一般府道栗田半島線から南方向

〈海域の移動景観・海上航路、観光船からみる〉

- ・府中地区、文珠地区及び宮津中心市街地地区を起点とする観光船が定時運行されている。この他、伊根湾巡りの観光船も運行されるなど、多くの人々が海上から天橋立や沿岸の眺めを楽しむことができる。



観光船から天橋立方向



観光船から傘松公園方向

第2章 景観まちづくりの基本方針

第2章 景観まちづくりの基本方針

1 景観まちづくりに関する課題

○第1章で整理した天橋立周辺地域の景観の特性等を踏まえ、景観まちづくりに関する課題を整理する。

住民・事業者・行政が共有できる天橋立のあるべき景観の明確化

○住民・事業者・行政が一体となって天橋立周辺地域の魅力を向上させる景観まちづくりを進めていくため、全ての立場の人が共有できる天橋立のあるべき姿、目標像を明らかにしていく必要がある。

個別の課題

- ・全ての立場の人が共有できる天橋立のあるべき姿、目標像の明確化

地域のシンボルである自然景観の保全・活用

○天橋立らしい景観まちづくりを進めていくために、地域のシンボルであり住民のふるさと意識を育む天橋立を始め、海と山などから構成される豊かな自然環境を保全・活用していくことが必要である。

個別の課題

- ・松の生育に好ましい環境づくり
- ・山林の適切な維持管理
- ・開発等による地形の改変の抑制
- ・阿蘇海の水質改善とごみ対策

自然と文化が一体となったまち並みの保全・創造

○天橋立を活かしながら地域全体の魅力を高めていくため、天橋立を始めとする自然環境と地域の歴史・文化が一体となったまち並みを保全・創造していく必要がある。

個別の課題

- ・俯瞰されることを意識したまち並みづくり
- ・沿岸域で際立つ建造物に対する景観誘導
- ・展望施設の修景
- ・田園風景と調和した建築物、工作物の誘導
- ・際立ったボリューム感のある建造物への対応
- ・幹線道路沿道の連続的景観の創出
- ・道路沿いや田園風景の中で際立つ屋外広告物への対応

愛着や誇りの感じられる地区ごとの個性豊かな景観づくり

○自分の生まれ育ったまちへの愛着・誇りが感じられる景観形成を図っていくため、農村・漁村集落や旧市街地などそれぞれの地区で暮らす住民の生業や生活文化、歴史など地域特性を踏まえたそれぞれの地域や地区の魅力を引き出す景観まちづくりを進めていくことが必要である。

個別の課題	
宮津中心市街地 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的まち並み（市街地景観）の保全 ・丘陵部（大頂寺付近）から天橋立への眺望
文珠地区	<ul style="list-style-type: none"> ・天橋立観光の入口としての魅力あるまち並み形成 ・伝統的建造物等の景観資源の保全と活用 ・周囲の景観に配慮した観光客向けの施設・公共施設等の整備
岩滝地区	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地の景観形成と利用の検討 ・伝統的まち並み（市街地景観）の保全 ・伝統的なまち並みの保全と、際立つ奇抜な色の建物への対応 ・山の維持管理問題
府中地区	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建造物等の景観資源の保全と活用 ・天橋立観光の入口としての魅力ある景観づくり ・府中道路沿道の景観形成の推進

観光振興につながる景観づくり

○地域の住民が住み続けたいと思うだけでなく、外部の人が訪れたいと思う景観まちづくりを進めるため、優れた自然や歴史・文化をわかりやすく来訪者に伝えていくための仕掛けづくりなど、観光振興の視点からも地域の個性を生かした魅力ある景観づくりに取り組む必要がある。

個別の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・天橋立の自然や文化等にふれられる観光客向けの施設、公共施設等の整備 ・天橋立の景観を意識した観光船の色彩、意匠

住民・事業者・行政の協働による景観づくりの促進と仕組み、制度の確立

○住民・事業者・行政が協働で景観まちづくりを進めていくためには、それぞれの役割を理解し、協力をしていく必要がある。

○自分のまちの景観は自分たちで守る、つくるという意識の啓発とそれを支える調整、協議等の仕組みづくりや制度の確立が必要である。

2 景観まちづくりの目標・基本方針

(1) 基本理念と目標像

①基本理念

- 地域の特徴的な自然景観と歴史的景観は人の営みによって守られ、育まれてきた。天橋立を中心とした景観は、地域を特徴づける景観であるとともに、地域に暮らす人々の心象的な柱として守られてきた景観であると言える。
- 天橋立周辺地域の景観は、自然景観と人の営みによる歴史が重層的に蓄積され、長い時間をかけて織りなされてきたもので、地域住民やこの地を訪れる来訪者等の共有財産である。人々の心象風景といえる天橋立は、地域を象徴するものであるという認識に立ち、住む人、訪れる人が「天橋立を守り育てる」という価値観を共有することで景観を守り、育み、次の世代に引き継いでいくことが重要となる。
- 天橋立周辺の個性と魅力ある景観まちづくりを推進するために、以下の3つの理念に基づき景観まちづくりに取り組むものとする。

天橋立を中心に彩られてきたものを愛するところを育み、価値を共有することで、まちの生業、文化を高める景観まちづくりを推進する。

天橋立の白砂青松と穏やかな水面が織りなす自然美を守り、育み、次世代に引き継ぎ、より魅力あるものへと発展させる景観まちづくりを推進する。

住民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、お互いに連携し合いながら参画と協働による景観まちづくりを推進する。

②目標像

～天橋立とともに生まれ、培われてきた豊かな歴史・文化、自然景観を活かした「景観まちづくり」の展開～

～「天橋立を守り育てる」という価値観を共有して景観まちづくりを推進することにより地域活力の向上をめざす～

- 天橋立とその周辺の景観は、歴史と文化の積み重ねとともに培われてきており、優れた歴史・文化的資源を有している。天橋立は日本三景の一つに数えられるこの地域のアイデンティティというべき存在であり、それを取り巻く海や山も含めてこの地域の自然美豊かな風景資源となっている。誰もが、この地域に誇りと愛着をもち、豊かに暮らし続けられるまちにしていくには、この地域のアイデンティティである天橋立について「ともに守り育てる」という価値観を共有するとともに、『心のふるさと』と誇ることができる魅力的なまちづくりに向けた「景観まちづくり」を推進し、地域の魅力を向上させていく必要がある。
- 来訪者が、地域の魅力を感じ何度も訪れるようになると、地域経済の好循環を生み出す。さらにその相乗効果により、魅力的な景観まちづくりに拍車をかける好循環をも生み出すことが期待できる。

○地域の活力を向上させながら、先人から受け継いだ国民共有の財産である『心のふるさと・天橋立』を、誇りと愛着を持って守り、さらに磨きをかけて次世代に継承することを目指し、以下のとおり目標像を設定する。

< 景観まちづくりの目標像 >

未来にかける天橋立、共に育む心のふるさと

(2) 基本方針

- 天橋立を中心とした地域の景観特性を踏まえ、地域の人々の心象風景ともいえる天橋立を守り、育てていくために、重層的に蓄積されてきた歴史的景観、自然景観を保全しつつ、個性と魅力ある景観まちづくりを推進するために、以下の3つの基本方針を設定する。

天橋立のシンボル景観の保全

- 日本を代表する象徴的景観である天橋立及び周辺地域の自然景観を保全する。
- 天橋立の特徴的な景観は、周辺の山並みや高台の視点場から眺望する景観にあることから、天橋立の松並木や砂浜等の白砂青松を維持保全するとともに、傘松公園や天橋立ビューランドから天橋立への眺望、天橋立から周辺地域への景観を保全する。

地域に根ざした景観資源の活用による地域力の向上

- 重層的に蓄積されてきた歴史的資源や人の営みによって造られてきたまちの景観は、地域によって様々な「顔」を持っている。これらの「顔」は地域によって、まちの景観を構成する要素となり、独自の景観を創りだしてきた。こうした特徴あるまちの景観にさらに磨きをかけ、地域特性を活かした景観形成を行う。
- 籠神社、真名井神社や智恩寺等を始めとする時代を超えて引き継がれてきた歴史的資源は、まちなかに点在し、周辺の自然環境と一体となって特徴的な歴史的景観を形成してきた。これら個々の歴史的資源とともに、資源の周辺も含めた景観形成を推進する。
- また、都市化の進行により失われてきた景観資源を現代に再生する取組や、新たな魅力を創造することにより、観光振興や地域活性化に取組む。

住民、事業者、行政の協働による景観まちづくり

- 住民、事業者、行政などの多様な主体が景観まちづくりの目標像を共有し、地域の個性や資源を理解し活用しながら、愛着や誇りを感じることができる景観まちづくりに協働で取組む。

3 景観まちづくりに向けた取組

○景観まちづくりの目標像である「未来にかける天橋立、共に育む心のふるさと」を実現するため、先に挙げた基本方針に基づき、以下の具体的な取組を進めていくものとする。

天橋立のシンボル景観の保全

○天橋立のシンボルと言える俯瞰景観、眺望景観を守るため、天橋立の松並木や砂浜等の白砂青松の維持保全とともに、天橋立の背景となる山並み、丘陵、主たる尾根筋の稜線の保全に取組む。併せて、俯瞰景観、眺望景観と調和した近景とするため、建築物、工作物及び屋外広告物を対象とした景観の保全に取組む。

具体的な取組

- 景観法や景観条例、屋外広告物条例等の活用による建築物、工作物や屋外広告物に関するルールづくり
- 展望台や公共施設など俯瞰景観、眺望景観に影響を及ぼす建築物、施設の修景計画の策定
- 天橋立の松並木と砂嘴の適正な維持管理の実施 等

天橋立のさらなる魅力づくり

○これまで蓄積されてきた歴史的資源や自然を活かしつつ、地域の住民が誇りを持つとともに観光客が訪れたいと思うような、天橋立周辺も含めて地域全体の魅力を高める取組を進める。

具体的な取組

- 世界的な財産として多くの人々に理解されるとともに後世に継承させていくための世界遺産の登録に向けた取組の推進
- 景観形成上、重要な歴史的・文化的建造物や樹木等の保全（籠神社、真名井神社、成相寺、智恩寺等）
- 五感に訴える天橋立の魅力づくりの推進 等

公共事業と一体となった景観まちづくり

○天橋立らしい地域の景観づくりの先導的役割を果たすべく、道路や河川の整備等の公共事業において周辺景観との調和に配慮した整備を行う。また、悪化しつつある自然景観を改善するための取組を進める。

具体的な取組

- 景観に配慮した道路や河川等の整備とそれらに合わせた周辺景観の整備（府中道路、大手川の整備等）
- 山林の荒廃や阿蘇海の水質を改善するための取組の推進（阿蘇海環境づくり協働会議） 等

住民、事業者、行政の協働による景観まちづくりの推進

○住民、事業者、行政など地域に関わる全ての主体が、景観まちづくりの目標像を共有するとともに、それぞれの役割を最大限に発揮しつつ協働で地域への愛着や誇りを感じることができる景観まちづくりに取り組む。

具体的な取組

- 景観まちづくりの検討組織の継続とさらなる展開についての検討
- 住民、事業者、行政による景観まちづくりに関する連携の強化
- 住民等を対象とした景観まちづくりに関するシンポジウムなど様々な意識啓発の取組の推進 等

地域資源の活用による観光交流の推進

○天橋立が、自然景観や歴史・文化を観光資源とした日本を代表する観光地であることを踏まえ、観光をテーマにした景観まちづくりの取組を進める。また、他地域との交流や情報交換を進める。

具体的な取組

- 観光と景観まちづくりをテーマにした他地域との交流や情報交換の推進
- 地域資源を活用したまちなか散策ネットワークの形成に向けたサイン計画等の取組の推進
- 観光シーズンにおける交通渋滞の解消に向けた交通システムの検討
- 河川や海岸部の開放的な親水空間を大切にした水辺景観の形成 等

4 景観まちづくりの地区別の取組

○景観まちづくりに向けた地区別の具体的な取組については、以下の事例が考えられる。

宮津地区～港町・城下町の風情を活かしたまち～

- 城下町・港町まち並み魅力アップに向けた取組の推進
 - ・郷土食等みやづブランド産品開発、まちなか魅力マップ作成
 - ・城下町・港町の魅力アップ計画、まちの魅力情報発信 等
- まちなか観光散策ネットワークの形成
 - ・歩行者ネットワークルート設定、整備
 - ・まちなか魅力散策マップの充実、サイン整備
- 水辺空間の魅力アップ
 - ・海辺のプロムナード整備（島崎公園周辺）
 - ・大手川沿川の修景整備

文珠地区～門前町の歴史と文化が薫るまち～

- 門前町まち並み再生ルールづくり
 - ・自主ルール等によるまち並み修景整備、店舗看板等整備
 - ・空き店舗等活用による魅力拠点づくり
- 快適賑わい街路空間の形成
 - ・歩車共存道路の美装化・修景（主要地方道宮津養父線）
 - ・電線類地中化等による街路景観の整備
- 智恩寺周辺散策ネットワークの形成
 - ・歩行者ネットワークルート設定、整備
 - ・まちなか魅力マップ、サイン整備
- 水辺空間の魅力アップ
 - ・どんぶち周辺水辺空間づくり

府中地区～「新・雪舟まち物語」歴史と自然と人が生きるまち～

- 「雪舟のまち」まち並み再生ルールづくり
 - ・幹線道路沿道及び店舗看板の屋外広告物等の自主規制ルール
 - ・府中の魅力アップ計画（看板類の統一、視点場のPR（ネーミング）等）、まちの魅力情報発信 等
 - ・自主ルール等によるまち並み修景
- 「雪舟観」散策ネットワークの形成
 - ・歩行者ネットワーク魅力ルート設定、整備
 - ・まちなか・田園風景魅力マップ、サイン整備
- 再生松活用ポケットパークづくり
 - ・倒木松等を活用した休息空間づくり

岩滝地区～「丹後ちりめんのまち」歴史と人が織りなすまち～

- まちの魅力アップに向けた取組の推進
 - ・まちなか魅力マップづくりや、まちの魅力情報発信 等
- 丹後ちりめん散策ネットワークの形成
 - ・歩行者ネットワークルート設定、整備
 - ・まちなか魅力散策マップの充実、サイン整備
- 水辺空間の魅力アップ
 - ・水鳥ふれあい水辺環境づくり

地区間ネットワーク形成～地域まるごとネットワーク～

○天橋立周辺まるごとネットワークの形成

- ・徒歩や交通機関により各地区の地域資源を結ぶネットワークルートの設定、整備
- ・天橋立の魅力散策マップ、サイン整備

○水と緑のネットワークの形成

- ・大手川や宮津湾、阿蘇海の水辺空間とまちを結ぶネットワークルートの設定、整備
- ・阿蘇海や宮津湾の水辺を走るサイクリングルートの整備

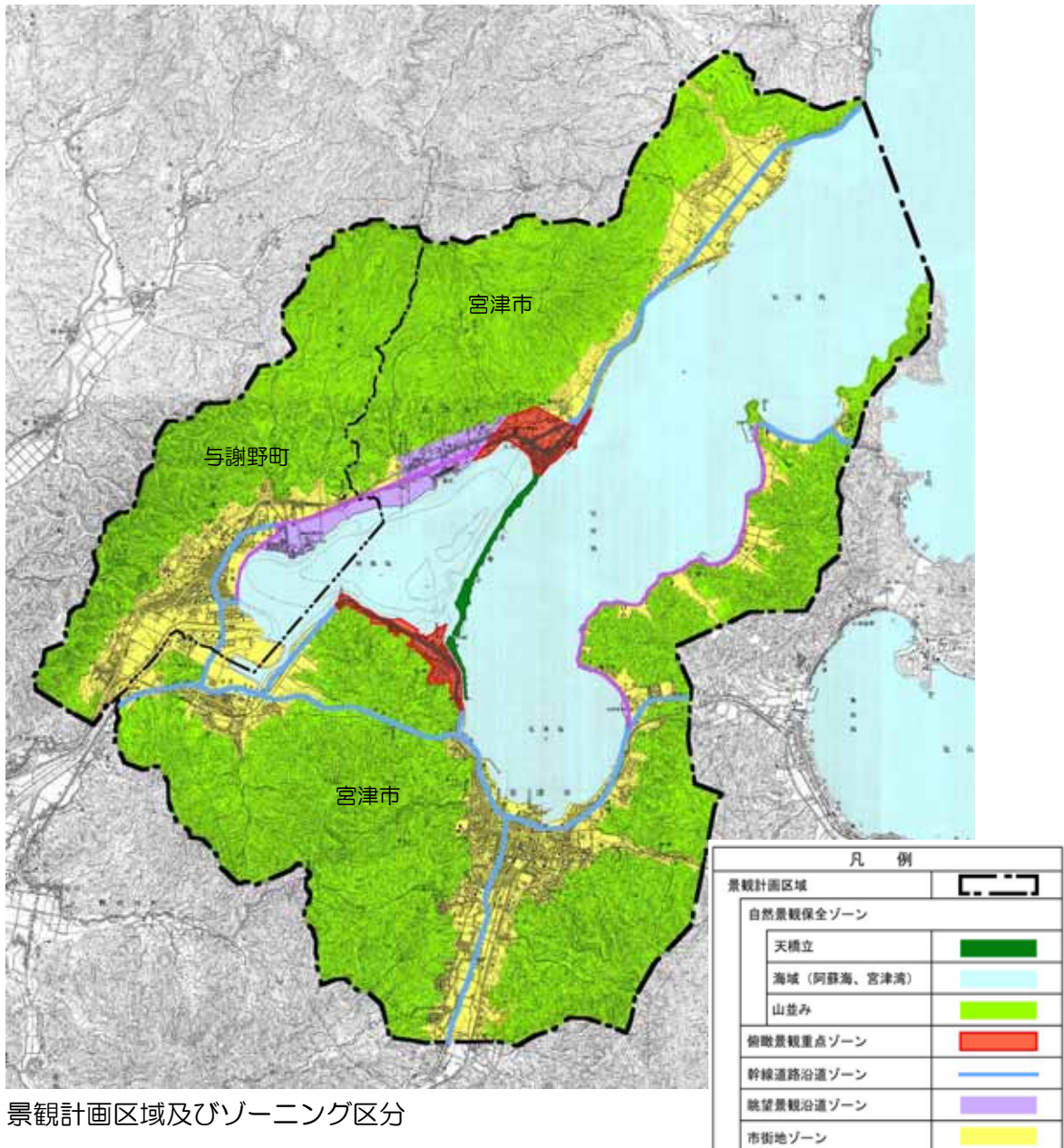
第3章 天橋立周辺地域景観計画

1 景観計画の区域

(1) 景観計画の区域

〈区域設定の考え方〉

- 天橋立周辺地域においては、自然景観と歴史的・文化的景観が地域の随所に点在し、それらが織りなす眺望景観は、この地に生活する人々や訪れる人々に潤いと安らぎを与え続けており、心象的風景として、天橋立周辺の景観を形づくっている。
- こうした眺望景観を守り、育て、将来に継承し、天橋立を中心とした、山並みや海域、沿岸域における良好な景観を維持していくために、天橋立と一体的な景観を形成している阿蘇海、宮津湾や周囲を取り囲む山並みの主尾根から海岸線までの範囲を基本とし、景観計画区域を次図のとおり設定する。



景観計画区域及びゾーニング区分

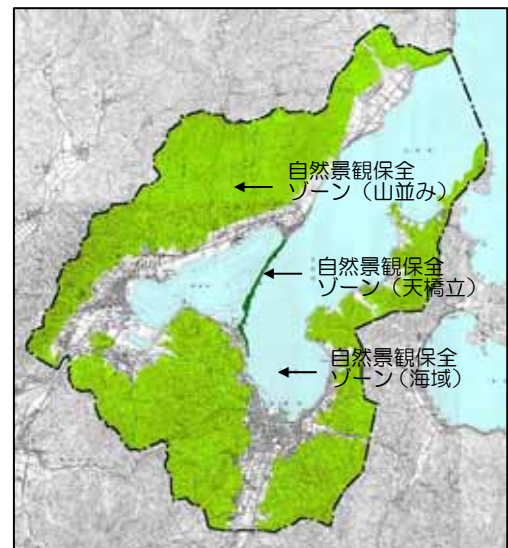
(2) 景観計画区域におけるゾーンの考え方

○区域においては、天橋立を中心とした山並みや海域、沿岸域における市街地等、様々な土地利用や景観特性に応じた景観が形成されており、一定の景観特性を有したまとまりをゾーンとしてとらえて、景観形成基準を設定するものとする。

ゾーニング	対象区域（区域面積約 8,260 ha）
自然景観保全ゾーン	・「天橋立」「海域」及びその周囲を取り巻く「山並み」の区域
俯瞰景観重点ゾーン	・天橋立の主要な視点場（天橋立ビューランド、傘松公園）から良好な俯瞰が得られる区域（天橋立を中心とした 100° の範囲）
幹線道路沿道ゾーン	・沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路としての機能を有する幹線道路の沿道区域
眺望景観沿道ゾーン	・天橋立公園内から対岸の沿岸域へ眺望が得られる区域及び天橋立を眺望する沿岸域の区域
市街地ゾーン	・天橋立周辺の沿岸域に形成された市街地や田園等を含め、他のゾーンを除く区域

①自然景観保全ゾーン

○天橋立を中心として、山並みと海域が織りなす豊かな自然景観は、天橋立への眺望景観の背景をなす重要な景観要素であることから、「天橋立」、阿蘇海と宮津湾の「海域」及びその周囲を取り巻く「山並み」の範囲を「自然景観保全ゾーン」とする。



②俯瞰景観重点ゾーン

○天橋立の周囲の丘陵の頂や中腹には、古くから天橋立を俯瞰することができる複数の視点場が存在しており、地域住民や来訪者からもその眺望が親しまれている。これらの視点場のうち、傘松公園（府中地区）及び天橋立ビューランド（文珠地区）（これ以降主要な視点場という。）は、近傍のまち並みまでの距離が近接しており、天橋立とまち並みが一体的に眺望でき、天橋立周辺を代表する象徴的な俯瞰景観を有している。

○また、俯瞰されるまち並み付近には、籠神社や真名井神社（府中地区）、智恩寺（文珠地区）等の歴史的建造物が存在し、その周辺は閑静な佇まい見せ、その周辺のまち並みと歴史的建造物が調和した景観を呈しており、より一層の趣を感じさせる要素となっている。これら良好な俯瞰景観のために、重点的な景観形成が必要な地区を俯瞰景観重点ゾーンとする。

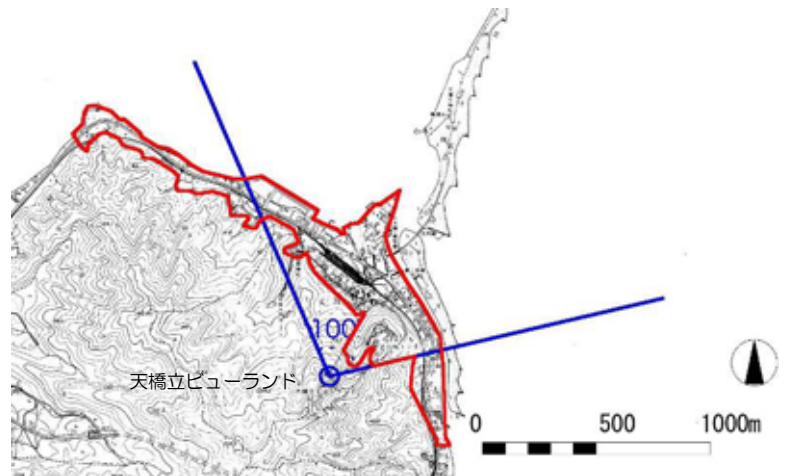
俯瞰景観重点ゾーン（文珠地区）

〈地区の特徴〉

天橋立の南端に位置し、古くから智恩寺の門前町として栄えたまち。土産物屋や宿泊施設等が集積する地域

〈地区の範囲〉

地区に隣接する丘陵に位置する主要な視点場（天橋立ビューランド）から俯瞰される範囲（展望施設からの可視領域 100° の範囲）を基本とし、沿岸や沿道のまちのつながりを配慮した範囲



面積：約 38ha

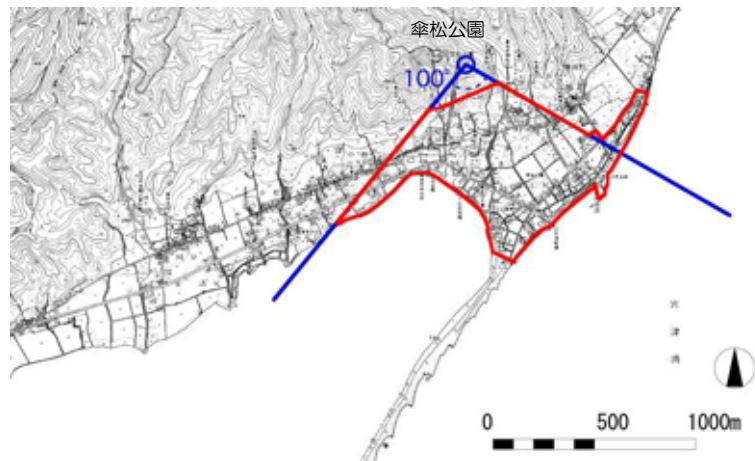
俯瞰景観重点ゾーン（府中地区）

〈地区の特徴〉

天橋立の北端に位置し、籠神社及び真名井神社等の歴史的資源や沿岸部のまち並みが特徴的な地域

〈地区の範囲〉

地区に隣接する丘陵に位置する主要な視点場（傘松公園）から俯瞰される範囲（展望施設からの可視領域 100° の範囲）を基本とし、沿岸や沿道のまちのつながりを配慮した範囲

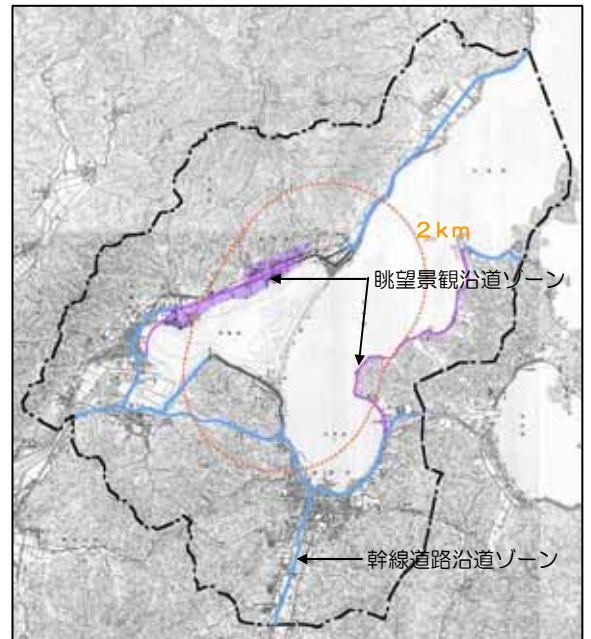


面積：約 57ha

③幹線道路沿道ゾーン

○天橋立周辺地域の幹線道路沿道は、来訪者等が最初に目にするまちの景観であるとともに、沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路としての機能を有することから、良好な沿道景観を形成していくために、「幹線道路沿道ゾーン」として区分する。

○国道176号・178号、府道宮津養父線・綾部大江宮津線・栗田半島線、都市計画道路岩滝海岸線(いずれも景観計画区域内に存在するものに限る。(以下幹線道路という。))の道路端から幅25mの沿道区域(俯瞰景観重点ゾーン及び眺望景観沿道ゾーンの区域を除く。)を対象とする。



④眺望景観沿道ゾーン

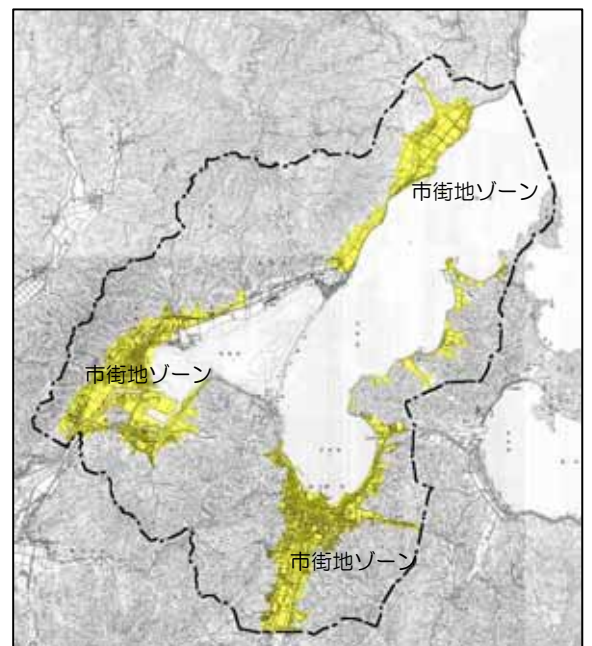
○天橋立から眺望される対岸の沿岸域については、天橋立からの眺望景観及び天橋立への眺望景観を維持、保全していくために、「眺望景観沿道ゾーン」として幹線道路を区分する。

○天橋立を視点場として、対岸の沿岸域へ眺望が得られる範囲とする。(天橋立から概ね2kmの範囲の沿岸部。ただし、俯瞰景観重点ゾーンの区域を除く。)

○該当する範囲の幹線道路の道路端から幅25mの区域を基本とし、幹線道路の海岸線側は、道路から海岸線までの全ての範囲とする。

⑤市街地ゾーン

○天橋立周辺の沿岸域に形成されたまち並みや田園等を含め、上記のゾーンを除く範囲を「市街地ゾーン」とする。



2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成に当たってのメインテーマ

天橋立の象徴的景観を守るための眺望景観の保全

○天橋立や周辺の山並みへの眺望は、日本を代表する象徴的景観であり、地域の心象的風景として守るべき存在であることから、天橋立を中核とした大景域の景観保全を図る。

○天橋立と一体的に眺望される象徴的な俯瞰景観は、地域住民や来訪者から親しまれていることや天橋立との歴史的なつながりなどから、俯瞰される眺望景観の保全を図る。

(2) 眺望景観保全のための景観形成方針

○景観形成に当たってのメインテーマを踏まえ、天橋立を中心とした周辺の恵まれた環境と特性を守り、育て、将来に継承していくための景観類型別の景観形成の基本方針は次のとおりとする。

ゾーニング	対象地域	対象となる要素と景観形成の基本方針	
自然景観保全ゾーン	天橋立	天橋立公園	・眺望景観の象徴的存在として保全
	海域	阿蘇海、宮津湾	・天橋立と一体となった景観を形成する領域として保全
	山並み	周囲の山林丘陵地	・天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全
俯瞰景観重点ゾーン	文珠地区、府中地区	・主要な視点場からの天橋立と一体的に眺望される俯瞰景観を保全する景観形成を誘導	
幹線道路沿道ゾーン	国道 176 号・178 号、府道宮津養父線・綾部大江宮津線・栗田半島線、都市計画道路岩滝海岸線の沿道	・天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい景観形成を誘導 ・幹線道路の沿道景観の調和に配慮した景観形成を誘導	
眺望景観沿道ゾーン	国道 178 号、府道宮津養父線・栗田半島線、都市計画道路岩滝海岸線の一部区間及び沿岸域	・沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望に配慮した景観形成を誘導	
市街地ゾーン	市街地や田園等、他のゾーンを除く区域	・天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導	

①自然景観保全ゾーンにおける景観形成

1) 天橋立

眺望景観の象徴的存在として保全

○松並木と砂嘴の保全

- ・天橋立の松並木の良好な環境を維持創造するために、土壌の肥沃化の抑制、樹木密度のコントロールなど、適切な植生管理を行う。
- ・天橋立の環境保全とのバランスを保ちながら適切な利用に係る維持管理を行い、天橋立の良好な景観の維持、保全を図る。

2) 海域

天橋立と一体となった景観を形成する領域として保全

○海域の良好な維持管理

- ・海域は眺望景観の礎に相当する存在である。また、水辺は人に対して潤いを感じさせる場所でもあり、海域の環境保全は景観形成上、重要な要素である。
- ・阿蘇海、宮津湾の水質浄化に向けた取組みを推進する。

3) 山並み

天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全

○眺望景観の借景となる山並みの保全

- ・沿岸域の借景となり連なる山並みは、その山容と豊かな自然を保全する。
- ・山頂付近に位置する展望施設や周辺施設等は、周囲の自然や植生等への配慮を行う。

○山林の適正な利用と維持管理

- ・竹林の侵食など山林の荒廃にして適切な維持管理対策を行う。

②俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成

主要な視点場からの天橋立と一体的に眺望される俯瞰景観を保全するため、眼下のまち並みと天橋立との調和に配慮した景観形成を誘導

○天橋立との調和に配慮した景観の維持・創出

- ・ゾーン内の建築物は形態・意匠に配慮し、良好な俯瞰景観保全のため、風格ある景観を形成する。
- ・低層の住宅が軒を連ねる家並みは、隣接する建物との連続性に配慮したまち並み景観を形成する。
- ・天橋立の存在感が引き立つような景観形成を進めるため、建築物の屋根形状や色彩等の景観誘導を図る。
- ・歴史的な建造物の隣接地においては、その閑静な佇まいに配慮した景観を形成する。
- ・天橋立の松並木との連続性に配慮した敷地内緑化を推進する。

○海辺やその周辺の自然に配慮した空間の維持・創出

- ・天橋立に隣接する海浜部は、白砂青松の特徴的景観を維持保全するために、周辺の松林を適切に維持保全するとともに、良好な自然環境にふさわしい落ち着いた感じのある海浜景観を形成する。
- ・海岸線や既存水路等の親水性を高め、松林等の緑との調和に配慮した地域性の感じられる景観を形成する。

○隣接するまち並み等に対する景観配慮

- ・敷地内の接道部の緑化や修景を行うなど、周辺と調和した景観を形成する。

③幹線道路沿道ゾーンにおける景観形成

天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい景観形成を誘導

○幹線道路の沿道景観の調和に配慮

- ・幹線道路に面する建築物や工作物は、周辺の山並み等自然景観との調和に配慮した沿道景観を形成する。
- ・幹線道路沿道において、低層の住宅や店舗等が軒を連ねるまち並みでは、隣接する建築物との連続性に配慮した沿道景観を形成する。
- ・道路沿道における屋外広告物等は適切な規制・誘導により、良好な街路景観を形成する。

④眺望景観沿道ゾーンにおける景観形成

沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望景観に配慮した景観形成を誘導

○天橋立から眺望される沿道のまち並みに対する配慮

- ・幹線道路の沿道や海岸線に立地する建築物等は、沿道から眺める天橋立や天橋立から眺める対岸への眺望に配慮し、規模や配置を工夫する等、「みる・みられる」関係を大切にした景観を形成する。
- ・幹線道路沿道の街路景観の形成を図るとともに、天橋立から眺望される宅地や田園等農地では、屋外広告物の適切な規制・誘導により、良好な眺望に配慮した景観を形成する。

⑤市街地ゾーンにおける景観形成

天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導

○天橋立から眺望されるまち並みに対する配慮

- ・沿岸域に立地する建築物や海岸線近くにあるまち並みは、対岸からの眺望や天橋立から眺望されることから、沿岸域に建つ大規模な建築物等は、規模や配置を工夫する等、眺望景観に配慮した景観を形成する。

○周辺への眺望景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物や工作物等に対する配慮

- ・背景の山並みや隣接する田園風景等との調和に配慮した建築物等の景観誘導を図る。
- ・隣接する山並みや近接する緑地等に配慮した建物や敷地周辺の景観の形成を図る。

○地域の特性に応じた良好なまち並みに対する配慮

- ・歴史的資源等の隣接地においては、それら資源周辺の松林等緑地の自然の潤いや歴史的な景観に配慮したまち並み景観を形成する。
- ・市街地や集落内に残るまとまった緑地等樹林は、まちなかの貴重な緑として適切な保全を図る。
- ・敷地内の緑化を推進し、潤いの感じられる景観を創出する。

3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する基本事項

○天橋立を中心とした良好な景観を保全し、天橋立や主要な視点場（p 3－2に記載のとおり。（以下、本節において同じ。））から眺望される良好な景観の形成を推進するため、景観計画区域を区分した5つのゾーンにおいて、景観法第8条第2項第3号の規定による良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定める。

(2) 条例で定める届出を要する行為

○景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める行為のうち本景観計画で届出を要する行為は、以下のとおりとする。

- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の^{たい}堆積
- ・水面の埋立て
- ・特定照明

(3) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更基準

○建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る良好な景観形成のための制限については、各ゾーン毎に景観形成基準（景観法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準をいう。（以下同じ。））を次のとおり定める。

①自然景観保全ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観変更」という。）	上記建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準															
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・天橋立からの眺望に配慮し、大規模建築物（延べ面積 1,000 ㎡を超える建築物をいう。（以下この表において同じ。））については、桁行き方向が天橋立に面して設置されない等建築物の向きに配慮した配置とする。 ・建築物の高さは、天橋立から眺めた場合、後背地の山の稜線を分断しないようにする。 															
意匠	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。 														
	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）とする。 ただし、勾配のある軒が設置された建築物については、この限りでない。 ・屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。 														
	屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする。 														
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする。 ・天橋立や幹線道路から、建築物の機械設備が直接見えないように設置する。 														
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない。 														
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等を含む。)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">無彩色</td> <td style="width: 50%;">N7~N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5
		色相	明度	色相	彩度											
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下													
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N7~N5															
敷地	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 														

②俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、増築、改築 又は移転	当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観変更」という。）	上記建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分の軒又は庇の高さを揃えることにより、まち並み景観の連続性を乱さない。 ・天橋立からの眺望及び幹線道路から天橋立への眺望に配慮し、大規模建築物（延べ面積 1,000 ㎡を超える建築物をいう。（以下この表において同じ。））については、桁行き方向が天橋立に面して設置されない等建築物の向きに配慮した配置とする。 ・建築物の高さは、天橋立から眺めた場合、後背地の山の稜線を分断しないようにする。
意匠	外壁等 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。
	屋根等 <ul style="list-style-type: none"> ・屋根材及び屋根構造は、和瓦の勾配屋根とする。 ただし、屋根材の規定は、次の（１）から（４）までの建築物について、屋根構造の規定は、（３）及び（４）の建築物について、適用しない。 （１）建築物の改築又は外観の変更において、和瓦を使用することが構造上、支障がある場合で、和瓦と同等の風情を有し、耐久性、耐候性に配慮した金属板等その他屋根材を使用することにより、地域の良好な景観形成を図ることができると認められるもの （２）４階建以上の建築物において、和瓦を使用することが耐風上、支障があると認められる場合で、和瓦と同等の風情を有し、耐久性、耐候性に配慮した金属板等その他屋根材を使用することにより、地域の良好な景観形成を図ることができると認められるもの （３）文化財保護法第２７条の規定による重要文化財並びに京都府文化財保護条例の規定による京都府指定有形文化財に指定されている建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している土地に立地する建築物で、その価値を形成している環境を保存するため必要があると認められるもの （４）付属建築物その他小規模な建築物（床面積 30 ㎡以下の小規模な建築物をいう。） ・屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。 ・屋根勾配や向き、軒又は庇の高さや出幅を揃え、まち並み景観の連続性を乱さない。
	屋上 <ul style="list-style-type: none"> ・塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする。
	建築設備等 <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする。 ・天橋立や主要な視点場から、建築物の機械設備が直接見えないように設置する。
	材料 <ul style="list-style-type: none"> ・背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない。

色彩	外壁	<p>次のいずれかの建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地階を除く階数が4以上の建築物 ・ 高さが12mを超える建築物 ・ 床面積の合計が1,000㎡を超える建築物 <p>・ 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等を含む。)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>無彩色</td> <td>N7~N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5
	色相	明度	色相	彩度												
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下													
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N7~N5															
	それ以外の建築物	<p>・ 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等を含む。)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>9~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>無彩色</td> <td>N7~N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	9~5	10R~2.5Y	4以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5
色相	明度	色相	彩度													
5YR~2.5Y	9~5	10R~2.5Y	4以下													
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N7~N5															
	屋根	<p>・ 屋根の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、上記規定は、次の(1)及び(2)の建築物について適用しない。</p> <p>(1) 文化財保護法第27条の規定による重要文化財並びに京都府文化財保護条例の規定による京都府指定有形文化財に指定されている建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している土地に立地する建築物で、その価値を形成している環境を保存するため必要があると認められるもの</p> <p>(2) 付属建築物その他小規模な建築物(床面積30㎡以下の小規模な建築物をいう。)</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>10R~2.5Y</td> <td>4以下</td> <td>3以下</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>無彩色</td> <td>N4以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	10R~2.5Y	4以下	3以下	無彩色	N4以下						
色相	明度	彩度														
10R~2.5Y	4以下	3以下														
無彩色	N4以下															
敷地	植栽	<p>・ 天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p>														

③幹線道路沿道ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの建築物 ・地階を除く階数が4以上の建築物 ・高さが12mを超える建築物 ・床面積の合計が1,000㎡を超える建築物
建築物の増築	増築後の建築物が、上記のいずれかに該当するもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観変更」という。）	上記のいずれかに該当する建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準															
意匠	外壁等	・大規模建築物（延べ面積1,000㎡を超える建築物をいう。（以下この表において同じ。））については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。														
	屋根等	・勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む）とするか、又は勾配のある軒若しくは庇を設置する。 ・屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。														
	屋上	・塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする。														
	建築設備等	・機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする。 ・天橋立や幹線道路から、建築物の機械設備が直接見えないよう設置する。														
	材料	・背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない。														
色彩	外壁	・建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等を含む。)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。														
		<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>無彩色</th> <th>N7~N5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	5YR~2.5Y	8~5	上記の色相以外	7~5	色相	彩度	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5
色相	明度															
5YR~2.5Y	8~5															
上記の色相以外	7~5															
色相	彩度															
10R~2.5Y	3以下															
上記の色相以外	1以下															
無彩色	N7~N5															
敷地	植栽	・周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。														

④眺望景観沿道ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの建築物 ・地階を除く階数が4以上の建築物 ・高さが12mを超える建築物 ・床面積の合計が1,000㎡を超える建築物
建築物の増築	増築後の建築物が、上記のいずれかに該当するもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観変更」という。）	上記のいずれかに該当する建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準															
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・天橋立からの眺望に配慮し、大規模建築物（延べ面積 1,000 ㎡を超える建築物をいう。（以下この表において同じ。））については、桁行き方向が天橋立に面して設置されない等建築物の向きに配慮した配置とする。 ・建築物の高さは、天橋立から眺めた場合、後背地の山の稜線を分断しないようにする。 															
意匠	外壁等	・大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。														
	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む）とするか、又は勾配のある軒若しくは庇を設置する。 ・屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。 ・屋根勾配や向き、軒又は庇の高さや出幅を揃え、沿道景観の連続性を乱さない。 														
	屋上	・塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする。														
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする。 ・天橋立や幹線道路から、建築物の機械設備が直接見えないよう設置する。 														
	材料	・背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない。														
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む。）、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">無彩色</td> <td style="width: 67%;">N7~N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5
		色相	明度	色相	彩度											
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下													
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N7~N5															
敷地	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 														

⑤市街地ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの建築物 ・地階を除く階数が4以上の建築物 ・高さが12mを超える建築物 ・床面積の合計が1,000㎡を超える建築物
建築物の増築	増築後の建築物が、上記のいずれかに該当するもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観変更」という。）	上記のいずれかに該当する建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準															
意匠	外壁等	・大規模建築物（延べ面積1,000㎡を超える建築物をいう。（以下この表において同じ。））については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。														
	屋根等	・勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む）とするか、又は勾配のある軒若しくは庇を設置する。 ・屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。														
色彩	外壁	・建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む。）、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。														
		<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>無彩色</th> <th>N7~N5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	5YR~2.5Y	8~5	上記の色相以外	7~5	色相	彩度	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5
色相	明度															
5YR~2.5Y	8~5															
上記の色相以外	7~5															
色相	彩度															
10R~2.5Y	3以下															
上記の色相以外	1以下															
無彩色	N7~N5															
敷地	植栽	・周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。														

⑥建築物の景観形成基準の適用に関する特例

○知事が、当該建築物が存する地域の景観形成に支障がないと認めたものについては、その認定の範囲内において景観形成基準を適用しないことができる。ただし、認定を行うに当たっては、あらかじめ、良好な景観の形成に関して知事が設置した審議会等の意見を聴かなければならない。また、知事は、認定を行うに当たっては、地域の景観形成を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。

(4) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更基準

○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る良好な景観形成のための制限については、各ゾーン毎に景観形成基準を次のとおり定める。

①自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる模様替又は色彩の変更		
工作物の種類	対象となるもの	
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	煙突	高さ6mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	高さ15mを超えるもの
	高架水槽、サイロ、物見塔等	高さ8mを超えるもの
	昇降機、ウォーターシュート等	高さ6mを超えるもの
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	高さ6mを超えるもの
	自動車車庫の用途に供する施設	15㎡を超えるもの
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料その他これらに類する物資の貯蔵施設	高さ8mを超えるもの
	汚水処理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する処理施設	高さ6mを超えるもの
	装飾塔、記念塔等	高さ4mを超えるもの
	リフト、ケーブルカー等の移動施設	すべてのもの

※工作物の外観変更については、外観変更に係る部分の見付面積の合計が 10 ㎡以下の場合には届出対象から除外する。

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準														
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないよう配置する。 ・周囲のまち並み景観や周辺の既存緑地等と調和するよう配置する。 ・建築物と一体に建設等を行う場合は、建築物本体の形態や意匠と調和した形態及び意匠とする。 														
色彩	<p>・基調となる外観の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。</p> <p>ただし、工作物の外観において着色していない木材等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は工作物の外観の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p> <p>また、高さ15mを超える鉄柱、コンクリート柱、木柱等については、上記にかかわらず濃茶系色の色彩を使用することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>無彩色</td> <td>N7~N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5
色相	明度	色相	彩度												
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下												
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下												
無彩色	N7~N5														

②幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる模様替又は色彩の変更	
	工作物の種類	対象となるもの
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	煙突	高さ12mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	高さ15mを超えるもの
	高架水槽、サイロ、物見塔等	高さ12mを超えるもの
	昇降機、ウォーターシュート等	高さ12mを超えるもの
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	高さ12mを超えるもの
	自動車車庫の用途に供する施設	高さ12mを超えるもの
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料その他これらに類する物資の貯蔵施設	高さ12mを超えるもの
	汚水処理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する処理施設	高さ12mを超えるもの
	装飾塔、記念塔等	高さ12mを超えるもの
	リフト、ケーブルカー等の移動施設	すべてのもの

※工作物の外観変更については、外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡以下の場合には届出対象から除外する。

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準															
形態・意匠	・天橋立や周辺の山並みへの眺望を阻害しないよう配置する。															
色彩	外観	<p>・基調となる外観の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。</p> <p>ただし、工作物の外観において着色していない木材等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は工作物の外観の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p> <p>また、高さ15mを超える鉄柱、コンクリート柱、木柱等については、上記にかかわらず濃茶系色の色彩を使用することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>N7~N5</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5
色相	明度	色相	彩度													
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下													
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N7~N5															

③工作物の景観形成基準の適用に関する特例

○知事が、当該工作物が存する地域の景観形成に支障がないと認めたものについては、その認定の範囲内において景観形成基準を適用しないことができる。ただし、認定を行うに当たっては、あらかじめ、良好な景観の形成に関して知事が設置した審議会等の意見を聴かなければならない。また、知事は、認定を行うに当たっては、地域の景観形成を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。

(5) 開発行為

○開発行為に係る良好な景観形成のための制限は、次のとおりとする。

①自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更等	500㎡以上の行為

2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none">・周囲の自然景観等との調和に配慮し、行為の結果生じた法面等は緑化する。・よう壁の配置、構造及び表面の仕上げに配慮し、天橋立や主要な視点場からの眺望景観の一体性を乱さない。

②幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更等	3,000㎡以上の行為

2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none">・周囲の自然景観等との調和に配慮し、行為の結果生じた法面等は緑化する。

(6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

○土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に係る良好な景観形成のための制限は、次のとおりとする。

①自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	500㎡以上の行為

2) 景観形成基準

景観形成基準
・行為の結果生じた法面等は緑化する。 ・行為完了後は緑地を復元する。

②幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	3,000㎡以上の行為

2) 景観形成基準

景観形成基準
・行為の結果生じた法面等は緑化する。

(7) 木竹の伐採

○木竹の伐採に係る良好な景観形成のための制限は、次のとおりとする。

①自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
木竹の伐採	500㎡以上の行為

2) 景観形成基準

景観形成基準
・行為完了後、緑地を復元する。

(8) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積^{たい}

○屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積^{たい}に係る良好な景観形成のための制限は、次のとおりとする。

①自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ^{たい}	500㎡以上の行為

2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none">・天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないよう、堆積物^{たい}を配置する。・天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、行為地外周に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

②幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ^{たい}	3,000㎡以上の行為

2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none">・天橋立からの眺望を阻害しないよう、堆積物^{たい}を配置する。・天橋立からの眺望に配慮し、行為地外周に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(9) 水面の埋立て

○水面の埋立てに係る良好な景観形成のための制限は、次のとおりとする。

①自然景観保全ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
水面の埋立て	500㎡以上の行為

2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none">・護岸の表面の仕上げに配慮し、天橋立からの眺望景観の一体性を乱さない。・法面が生じる場合は、樹木等で緑化する。

(10) 特定照明

○特定照明に係る良好な景観形成のための制限は、次のとおりとする。

①対象区域全域における景観形成基準

1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
特定照明	届出対象となる規模の建築物及び工作物の外観について行う行為

2) 景観形成基準

景観形成基準
・特定照明は、対象となる建築物及び工作物の壁面等の範囲内に照射し、壁面等において認識される色彩は、(3)及び(4)で規定する色彩の範囲とする。

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(1) 景観重要建造物の指定の方針

○道路や公園など公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する建造物について、所有者の意見を聴き、合意を得た上で、景観重要建造物として指定する。

- ・地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ・形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物
- ・市民に親しまれ、愛されている建造物

(2) 景観重要樹木の指定の方針

○道路や公園など公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する樹木について、所有者の意見を聴き、合意を得た上で、景観重要樹木として指定する。

- ・地域の歴史的・文化的な資産として価値がある樹木もしくは樹木群
- ・樹高や樹形が地域のシンボリック的存在であり、地域住民に親しまれている樹木若しくは樹木群

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(1) 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

- 景観計画区域全域においては、当該区域の景観形成方針に基づき、眺望景観に対する重要な配慮を要する屋外広告物について、その表示及び掲出物件の設置に関する規制誘導の方針について検討する。
- 俯瞰景観重点ゾーンにおいては、ゾーンに隣接する代表的な視点場から俯瞰されることに考慮し、屋外広告物の表示及び掲出には十分な配慮を行うものとする。また、眺望景観沿道ゾーンにおいても、幹線道路沿道から天橋立への眺望及び天橋立から幹線道路が通る沿岸域方向への眺望に対して十分な配慮を行うものとする。

(2) 屋外広告物の表示及び掲出物件の行為の制限に関する方針

①俯瞰景観重点ゾーンにおける行為の制限に関する方針

- 文珠地区、府中地区の俯瞰景観重点ゾーンにおいては、主要な視点場から俯瞰された場合における天橋立とまち並みに調和した趣ある景観を保全するため、「屋上広告物」「屋上広告塔」「突き出し型軒下広告物」などの設置について規制を行う。

②眺望景観沿道ゾーンにおける行為の制限に関する方針

- 眺望景観沿道ゾーンは、幹線道路から天橋立への眺望を得ることができる観光道路としても重要な地域であるとともに、天橋立から眺望される沿岸域と山並みへの豊かな眺望景観を保全するために、眺望を阻害する可能性の高い「建植広告物」「一般広告塔」「屋上広告物」などの設置について規制を行う。

③幹線道路沿道ゾーンにおける行為の制限に関する方針

- 天橋立や阿蘇海、宮津湾を周回する幹線道路沿道ゾーンにおける幹線道路の沿道においては、沿道景観の調和に考慮し、非自己用の建植看板などの設置について規制を行う。

6 良好な景観の形成に重要な公共施設の整備に関する事項

○景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、港湾法による港湾等、良好な景観の形成に重要な次の公共施設を景観形成に重要な公共施設とし、整備に関する事項を定める。

なお、その他の公共施設についても、計画や整備の熟度と併せて地域の景観形成に対する重要度等を勘案して順次定めるものとする。

① 天橋立公園

○天橋立公園は日本三景のひとつに数えられる日本を代表する景観であり、眺望景観を構成する中心的な存在として整備を図る。

- ・松林や砂嘴の適正な維持管理
- ・官民の協働による保全、育成や利活用による持続的な維持管理の取組み

② 二級河川大手川（各施設の位置図のとおり）

○「宮津の歴史と自然を生かした安全で心やすらぐ水辺づくり」をテーマとして、洪水からの安全性の向上を図ることはもとより、流域及び周辺の歴史的遺産や自然を生かした河川整備を図る。

- ・城下町の風情を残す護岸や親水空間整備（大手橋付近の下流域区間）
- ・安全快適に散策できる歩行者空間整備

③ 国道 178 号（与謝野町字男山～宮津市字大垣、府中道路（宮津市字大垣～宮津市字江尻））、主要地方道宮津養父線（俯瞰景観重点ゾーン文珠地区内）、一般府道栗田半島線（宮津市字田井～宮津市字波路）、都市計画道路岩滝海岸線（与謝野町字男山～与謝野町字岩滝）（各施設の位置図のとおり）

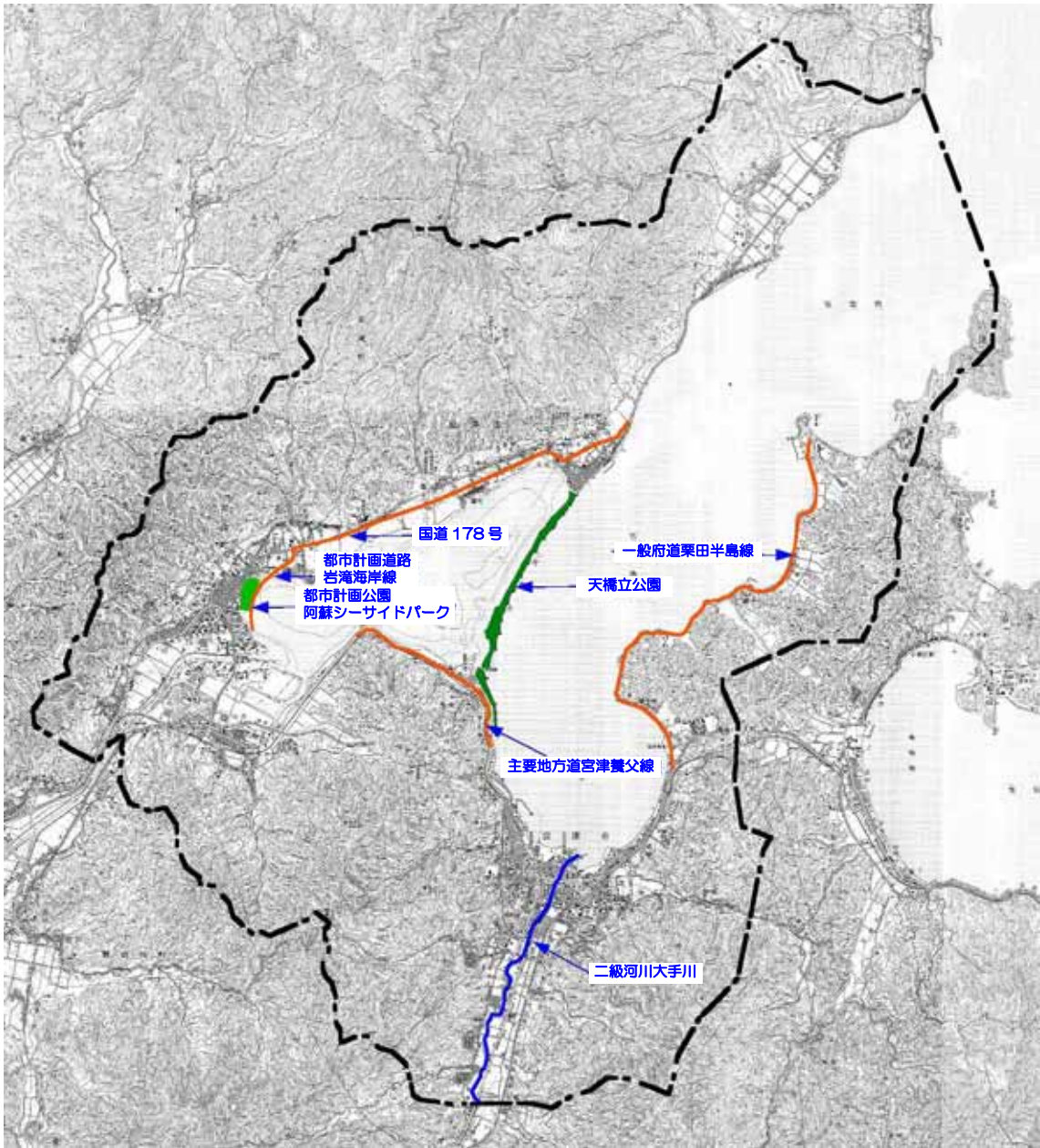
○宮津湾、阿蘇海の海岸線を通る幹線道路、移動しながら天橋立や対岸の山並み等を眺望できる特徴的なルートであることから、沿道からの眺望に配慮した街路景観づくりを行う。

- ・天橋立や周辺への眺望に配慮することを基本にした、道路付属物、道路占用物等の景観配慮
- ・府中地区及び文珠地区については、無電柱化や歩道整備など街路の美装化や沿道のまち並みの景観形成を活かした観光地としての景観創造と賑わいを創出
- ・天橋立への眺望が開けた道路については、道路植栽への景観配慮

④ 都市計画公園阿蘇シーサイドパーク

○「人と人との交流、人と自然との共生」をテーマに、人と人、人と自然、人と産業・歴史・文化の交流ゾーンを設け整備を推進する。

- ・まちの象徴的施設として、観光レクリエーション施設や住民の憩いの場等の整備



各施設の位置図

7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

- 農山村においては、天橋立周辺地域特有の自然や地形の造形等を背景として、地域の気候風土に適応した農林業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となって、地域に固有の特徴ある景観が形成されてきたことから、良好な営農環境を確保しつつ、地域の特性に応じた調和ある景観の保全を図るため、景観農業振興地域整備計画を策定するものとする。

- また、農山村地域は、農林産物の生産の場であり、農林業の持続的な発展により、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を発揮していることから、農山村の個性・多様性を重視し、農山村の良さの再発見を通じて、農山村らしさの回復を目指すとともに、府民共有の財産として積極的な農山村の振興を図っていくこととする。

8 自然公園法の規定に基づく許可の基準で 良好な景観の形成に必要なもの

○景観法第8条第2項第5号ホに掲げる自然公園法第20条第3項の許可(同条第3項第1号及び第15号に掲げる行為に係るものに限る)の基準であって、良好な景観の形成に必要な事項は、第3節の(3)及び(4)において定める景観形成基準のとおりとする。

京都府建設交通部都市計画課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL : 0 7 5 - 4 1 4 - 5 3 2 7

E-mail : toshi@pref.kyoto.lg.jp

<http://www.pref.kyoto.jp/hashidate-model/>